

## 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正概要

### 1 計画修正の趣旨

原子力災害対策指針の改定（平成25年6月及び9月）、災害対策基本法の改正（平成25年6月）及び防災基本計画の修正（平成26年1月）に伴い、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）について、所要の修正を行うものである。

### 2 修正の概要

#### 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）

〈 計画の内容 〉

- 第1章 総則（計画の目的、防災対策の範囲、関係機関の業務など）
- 第2章 原子力災害事前対策（日常における事前対策）
- 第3章 緊急事態応急対策（災害発生時における応急対策）
- 第4章 原子力災害中長期対策（災害発生後の復旧対策）

#### （1）原子力災害対策指針の改定に伴う修正

##### ○国が設置・統括する緊急時モニタリングセンターとの連携

- ・道は、モニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため、緊急時モニタリング計画を策定することを追加
  - ・国は、緊急時モニタリングセンターを設置し、緊急時モニタリングを統括することを追加
  - ・緊急時モニタリングセンター設置後は、緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表を国が一元的に実施することを追加
- ※緊急時モニタリングに関する詳細は、別に定める実施要領で整理

##### ○安定ヨウ素剤の配布・服用

- ・緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制の構築を追加
  - ・緊急時の服用については、原子力規制委員会の判断に基づき原子力災害対策本部が指示することを追加
- ※緊急被ばく医療に関する詳細は、別に定める実施要領で整理

##### ○施設敷地緊急事態における避難対象の範囲

- ・要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者を「施設敷地緊急事態要避難者」として早期の避難対象に追加

## (2) 災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正に伴う修正

### ○情報収集事態の追加

- ・泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）における項目を追加

### ○安否情報の提供

- ・被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、人命に関わるような緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答することを追加

### ○運送事業者に対する要請

- ・緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請することを追加

### ○用語の修正

- ・「警戒事象」→「警戒事態」
- ・「特定事象」→「施設敷地緊急事態」
- ・「原子力緊急事態」→「全面緊急事態」
- ・「災害時要援護者等」→「要配慮者」
- ・「避難場所」→「避難所」

## (3) 避難時間推計シミュレーション結果等を踏まえた修正

### ○平常時における防災関係機関との情報共有

- ・退避等措置計画による避難を実効性のあるものとするため、防災関係機関と連携し、渋滞の予測される箇所における避難誘導方法等に関する情報等を共有することを追加

### ○渋滞に関する情報提供等

- ・住民への広報等について、避難経路における渋滞情報等の提供を追加

### ○避難等の誘導

- ・退避又は避難の誘導に際し、渋滞情報等を確認しながら実施することを追加

### ○公共情報コモンズ等の活用

- ・住民等に対しての情報を提供するため、公共情報コモンズを活用することを追加

### ○通報連絡先の追加

- ・通報連絡先に、「羊蹄山ろく消防組合消防本部」及び「北後志消防組合消防本部」を追加

---

※ 公共情報コモンズとは、情報通信技術を活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供するもの。〔(一財) マルチメディア振興センターが運営〕